

学校法人江戸川学園役員報酬規程

(総則)

第1条 学校法人江戸川学園（以下、「学園」という。）の役員報酬については、この規程に定めるところにより支給する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、学園の寄附行為第6条に定める者をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 年額 1200万円
- (2) 常勤の役員 年額 100万円
- (3) 非常勤の役員 年額 50万円

(報酬の支払い方法)

第4条 役員報酬の支払いの時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 毎月100万円を支払う。
- (2) 常勤の役員 毎年6月及び12月に50万円ずつ支払う。
- (3) 非常勤の役員 毎年6月及び12月に25万円ずつ支払う。

(報酬の額の月割り計算)

第5条 理事長及び常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を月単位で支給する。支給額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 一月当り 100万円
- (2) 常勤の役員 一月当り 8万円

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、以下の経過措置を設ける。

- (1) 第 3 条(2)の適用は、令和 3 年 4 月 1 日以降とし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、年額 50 万円とする。
- (2) 第 4 条(2) の適用は、令和 3 年 4 月 1 日以降とし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、毎年 6 月及び 12 月に 25 万円ずつ支払う。
- (3) 第 5 条(2)の運用は、令和 3 年 4 月 1 日以降とし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、一月当たり 4 万円を支給する。